

ケニア競争当局との協力に関する覚書の締結について

平成28年6月9日

公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、東京において、ケニア共和国の競争当局との間で、競争当局間の協力に関する覚書を締結した。覚書の署名者及び概要は、次のとおりである。

1 署名者

日本側：公正取引委員会 杉本和行委員長

ケニア側：ケニア競争当局 デイビッド・オンゴロ委員長

2 概要

(1) 協力の目的

両競争当局間の協力関係の進展を通じて、両国の競争法の効果的な執行に貢献すること。

(2) 情報交換

ア 両競争当局は、他方の競争当局の執行活動に関連する情報を当該他方の競争当局に提供する。

イ 両競争当局は、新たな又は提案されている法令に関する情報等を交換する。

(3) 技術協力

両競争当局は、競争政策の強化及び競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であると認識する。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課

電話 03-3581-1998（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

ケニア競争当局との協力に関する覚書（概要）

協力の目的

両競争当局間の協力関係の進展を通じて、両国の競争法の効果的な執行に貢献すること。

情報交換

- ・ 他方の競争当局の執行活動に関連する情報を当該他方の競争当局に提供。
- ・ 新たな又は提案されている法令に関する情報等を交換。

技術協力

両競争当局は、競争政策の強化及び競争法の実施に関連する技術協力活動において協力。

締結済みの競争法執行に関する協力協定等

参考 2

<独占禁止協力協定>

国・地域	発効日	競争当局
米国	1999 年 10 月 7 日	司法省, 連邦取引委員会
E U	2003 年 8 月 9 日	欧州委員会
カナダ	2005 年 10 月 6 日	産業省競争局

<経済連携協定等（競争関連章・規定のあるもの）>

国・地域	発効日	競争/実施当局
シンガポール	2002 年 11 月 30 日	競争委員会ほか
メキシコ	2005 年 4 月 1 日	連邦競争委員会
マレーシア	2006 年 7 月 13 日	国内取引・消費者省
チリ	2007 年 9 月 3 日	(国家経済検察庁ほか) (注)
タイ	2007 年 11 月 1 日	競争委員会
インドネシア	2008 年 7 月 1 日	事業競争監視委員会
フィリピン	2008 年 12 月 11 日	貿易産業省ほか
スイス	2009 年 9 月 1 日	競争委員会
ベトナム	2009 年 10 月 1 日	(競争庁ほか) (注)
インド	2011 年 8 月 1 日	(競争委員会) (注)
ペルー	2012 年 3 月 1 日	国家競争・知的財産保護庁ほか
オーストラリア	2015 年 1 月 15 日	競争・消費者委員会
ASEAN	一部発効	—

(注) 協定上は, 競争/実施当局の定義がない。

<競争当局間の協力に関する覚書等>

締結当局	署名
フィリピン司法省	2013 (平成 25) 年 8 月
ベトナム競争庁	2013 (平成 25) 年 8 月
ブラジル経済擁護行政委員会	2014 (平成 26) 年 4 月
韓国公正取引委員会	2014 (平成 26) 年 7 月
オーストラリア競争・消費者委員会	2015 (平成 27) 年 4 月
中国国家発展改革委員会	2015 (平成 27) 年 10 月
中国商務部	2016 (平成 28) 年 4 月
ケニア競争当局	2016 (平成 28) 年 6 月

ケニア競争当局とは：ケニアの競争法を執行する行政機関。
 当委員会のケニアとの協力内容：独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下で行っている発展途上国に対する競争法・競争政策に関する技術研修に複数名が参加。また、2016（平成 28）年 2 月に、ケニア競争当局の協力の下、ケニア・ナイロビにおいて公共調達における入札談合の審査に関するトレーニングコースを実施。
 ケニア競争当局との覚書の概要：情報交換、技術協力等。